

平成 28 年度 先進的な流域マネジメントに関するモデル調査応募要領

平成28年9月6日

内閣官房水循環政策本部事務局

「水循環基本法」(平成26年法律第16号)に基づき、水循環施策の取り組みを効果的に推進するために、当内閣官房水循環政策本部事務局(以下「水循環事務局」という。)では、平成28年度、先進的な流域マネジメント[※]を実施している団体を選定し、その活動を支援すると共に、他の流域にとって参考となる取り組み事例の収集、分析、整理を行うモデル活動の調査を実施することとしました。

つきましては、下記の要領により本調査に協力して頂ける団体を募集します。

※流域マネジメント

森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸地域等において、人の営みと水量、水質、水と関わる自然環境を良好な状態に保つ、又は改善するため、様々な取り組みを通じ、流域において関係する行政などの公的機関、事業者、団体、住民等がそれぞれ連携して活動すること。

記

1. 応募期間

平成 28 年 9 月 6 日(火) ～ 平成 28 年 9 月 26 日(月)

2. 応募要件

1) 対象団体

他の流域にとって参考となる次のような活動を行っている、もしくは行う予定の協議会等の団体

- ① 水の貯留・涵養機能の維持向上をはじめ、水資源の保全に関して多様な主体が連携した取り組み
- ② 地域の関係者と協力した水循環に関する普及啓発、広報、情報発信の推進

これらの団体の活動から、特に連携の円滑化方策、資金確保方策、地域的広がりに発展させる方法、継続性のある取り組みにする方法のような活動へのヒントが抽出できることを期待しています。

2) 調査件数

2 団体程度

3) 調査期間

平成 28 年度 10 月中旬～平成 29 年 3 月下旬

4) 応募方法

別添様式に必要事項を記入の上、期限までにご提出ください。

(現在策定されている水循環に関する計画があれば添付、もしくは URL を様式に記載ください。)

5) 応募資格者

協議会等の団体に属している公的機関[地方公共団体(都道府県、市町村、特別区)、国の地方支分部局]とします。

6) 提出・お問い合わせ先

内閣官房水循環政策本部事務局 正木、東郷、石黒

TEL:03-5253-8389(直通)

E-mail: masaki-t2cz アットマーク mlit.go.jp、

togo-t249 アットマーク mlit.go.jp

ishiguro-j2ui アットマーク mlit.go.jp

(メール送信の際には「アットマーク」を「@」にしてください)

(参考)

1. 選定手順 (予定)

- ・応募が多数の場合は、ご提出いただいた応募書類等を基に調査対象とする協議会等を選定します。この際、水循環事務局が活動テーマとの適合性、実現可能性、他の流域にとって参考となる取り組み[※]等を総合的に勘案して行います。

※他の流域にとって参考となる取り組み例

協議会参画メンバーの連携を円滑にさせる方策

活動のための資金確保方策

民間団体も含めた地域的広がり発展させる方法

継続性のある取り組みにする方法

流域住民が主体的に取り組むための方法 等

- ・応募書類等の内容について水循環事務局から確認させて頂く場合があります。
- ・審査終了後、できるだけ速やかに全ての応募者に対して審査結果をご連絡します。結果は全応募者に通知します。

2. モデル調査における主な支援内容(案)

- a 水循環事務局が実施に必要な業務を民間企業に委託します。調査対象とする団体への支援内容は、以下を想定しています。
 - ① 流域水循環計画の策定に必要なデータ整理
 - ② 有識者へのヒアリングの実施（もしくは委員会）に関する支援（有識者旅費・謝金、委員会開催支援、会場設営、資料作成支援、資料印刷、など）
 - ③ 流域水循環計画の素案検討 など
- b 他の流域における活動の参考として紹介するため、収集した活動関連情報を整理、公表します。なお、公表にあたっての情報の取扱いは、事前に十分に相談・調整させていただきます。

以上